

松籟荘 利用料金表

2023.4.1 現在

【介護福祉施設サービス費】：日額			
従来型多床室	1日の自己負担額	ユニット型個室	1日の自己負担額
要介護1	573	要介護1	652
要介護2	641	要介護2	720
要介護3	712	要介護3	793
要介護4	780	要介護4	862
要介護5	847	要介護5	929

【居住費】：日額	
従来型多床室	ユニット型個室
855円	2,006円
【食費】：日額	
1,445円	
※居住費・食費は所得に応じた負担限度額あり	

【各種加算】

項目		金額(円)	要件		
★	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	従来型(4人部屋)	36/日	算定日の属する月の前6ヶ月又は前12ヶ月間における新規入所者の総数のうち、要介護4・5の方が70%以上、又は認知症の方が65%以上入居している場合、又は痰の吸引等が必要な利用者の占める割合が入居者の15%以上の場合、及び介護福祉士の数が6人(従来型)／10人(ユニット型)以上配置している場合	
	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	ユニット型(個室)	46/日		
	サービス提供加算(Ⅰ)		22/日	職員配置において介護福祉士80%以上、勤続10年以上介護福祉士35%以上のいずれかである場合	
	サービス提供加算(Ⅱ)		18/日	職員配置において介護福祉士60%以上である場合	
	サービス提供加算(Ⅲ)		6/日	職員配置において介護福祉士50%以上、常勤職員75%以上、勤続7年以上30%以上のいずれかである場合	
★	栄養マネジメント強化加算		11/日	常勤の管理栄養士を1名以上配置、栄養マネジメントを実施、食事の観察を週3回以上実施、栄養状態等の情報を厚労省へ提出し、サービス提供に活用・実施した場合	
	再入所時栄養連携加算		200/回	入院後、大きく異なる栄養管理が必要になり、再入所した場合1回限り算定	
★	個別機能訓練加算(Ⅰ)		12/日	常勤の機能訓練指導員を1名以上配置し、入居者・家族の同意が得られ、多職種が共同して個別に計画を作成・実施・評価した場合	
★	個別機能訓練加算(Ⅱ)		20/月	個別機能訓練計画書の情報を厚労省に提出し、サービス提供に活用・実施した場合	
★	看護体制加算(Ⅰ)	従来型(4人部屋)	6/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合	
		ユニット型(個室)	4/日		
★	看護体制加算(Ⅱ)	従来型(4人部屋)	13/日	看護職員を基準より1名以上上回って配置し、病院等との連携により24時間の連絡体制を確保している場合	
		ユニット型(個室)	8/日		
★	夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	従来型(4人部屋)	22/日	夜勤職員を基準より1名以上多く配置している場合	
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	ユニット型(個室)	18/日		
	福祉施設外泊時費用		246/日	外泊・入院時発生(月6日を限度)※月またぎの際は最大12日間	
	福祉施設初期加算		30/日	入所日から30日間、又は30日を越える入院後の再入所30日間	
★	安全対策体制加算		20/回	施設内に安全対策部門・担当者を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に限り、入所時に1回	
	退所時等相談援助加算	退所前訪問相談援助加算	460/回	入所中(1又は2回)を限度	
		退所後訪問相談援助加算	460/回	退所後1回を限度	
		退所時相談援助加算	400/回	退所後の相談援助を行い、かつ市町村等に情報提供	
		退所前連携加算	500/回	居宅介護支援事業者と連携し、情報提供とサービス調整	
	経口移行加算		28/日	経口への栄養管理を行った場合(180日以内)	
	経口維持加算(Ⅰ)		400/月	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者に対し、経口での栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事摂取を進めるための経口維持計画書を作成し、実施している場合	
	経口維持加算(Ⅱ)		100/月	上記観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合	
	療養食加算		6/回(1食)	1回につき6単位を加算し、1日に3回を限度として療養食を提供した場合	
	看取り介護加算Ⅰ(施設で看取りを行った場合)	死亡日45日～31日前	72/日	死亡日30日～4日前	144/日
		死亡日前々日・前日	680/日	死亡日	1,280/日
★	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		50/月	入居者のADL、疾病、栄養状態、口腔機能、認知症等の心身の状況に係る基本的な情報を厚労省に提出し、サービス提供に活用している場合	
★	ADL維持等加算		60/月	入居者全員にADLの評価を行い、測定値を定期的に厚生労働省へデータを提出している場合	
●	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(所定単位×83/1000)/日	厚生労働省で定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善を実施している事業者の場合	
●	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(所定単位×27/1000)/日		
●	介護職員等ベースアップ等改善加算		(所定単位×16/1000)/日		

※所定単位とは…(1日のサービス費+基本★マークの加算【必要時にはその他の加算も含む】)×在籍数(概ね30日)となります。

【オプション代】 ※申込みは契約者・希望者による

項目	金額	項目	金額
理美容代(散髪のみ)	1,500円/回	お部屋の電気代	20円/日
特別な食事(敬老会など)	330円/回	感染症予防接種代	実費など
日用品費	実費	死後の処置代	5,500円/回

■ 問い合わせ：〒318-0003 高萩市下手綱 1951-8【電話】 0293-24-0207【FAX】 0293-24-0209【担当】入居相談員